

経緯や財政への影響を勘案し、早期に統一できないものについては、段階的に調整する。

(2) 住民福祉の向上

現在、各市町で行っている各種行政サービスについては、住民とのパートナーシップの観点からサービス水準や内容を十分検討し、より効果的な方法で住民福祉の向上が図られるよう調整に努める。

(3) 負担の公平

使用料・手数料や地方税など住民が直接負担するものについては、その料金や税率について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努める。

(4) 健全な財政運営

新市の財源確保に努めるとともに、効率的な財政運営を目指し、地方分権の時代に対応した健全財政に努める。

(5) 行政改革の推進

事務事業の調整を図る際には、社会情勢の動向も踏まえ、事業の妥当性・必要性についても十分検討を行い、行政改革を推進する観点から、事務事業の見直しに努める。

(6) 地域特性の尊重

各市町が実施してきた事業のうち、それぞれの地域性やこれまでの経緯の中で行われてきた事業等については、それぞれの地域が有する特性を活かした魅力あるまちづくりの実現に向け、地域特性の尊重に努める。

< 調整方針 >

(1) 新市における住民福祉の向上に向け、基本原則に基づき、相模原市の制度を基準に統一・調整を図る。

(2) 関係市町の制度のうち、地域特性を有するもの、合併後ただちに統一・実施することで、住民生活等に大きな影響を与えるものについては、経過措置の設定等、円滑な移行に向けた調整を図る。

第1回協議会において、原案通り決定

第5号 合併の方式について

合併の方式は、津久井町及び相模湖町を廃し、その区域を相模原市に編入する編入合併とする。なお、各市町の文化や伝統を尊重し、地域の個性と特色を活かしたまちづくりを進める。

第1回協議会において、原案通り決定

第6号 合併の期日について

合併の期日は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の適用を受け、平成18年3月20日とする。

第1回協議会において、原案通り決定

第7号 新市の名称について

新市の名称は、相模原市とする。

第1回協議会において、原案通り決定

第8号 新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置は、相模原市中央2丁目11番15号（現在の相模原市役所の位置）とする。

第1回協議会において、原案通り決定



第9号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を適用し、相模原市の議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、相模原市の議会議員の定数46人に、編入される町ごとに設けられる選挙区の議会議員の定数3人（津久井町2人、相模湖町1人）を加えた49人とする。

第1回協議会において、原案通り決定

第10号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 新市に相模原市の区域と津久井町及び相模湖町を区域とした2つの農業委員会を設置する。
- 2 相模原市、津久井町及び相模湖町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第3項の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会委員として在任する。
- 3 市町村の合併の特例に関する法律の適用期間経過後の選挙による委員の数については、次のとおりとする。

区 域	委員数
相 模 原 市	20人
津久井町及び相模湖町	12人

第1回協議会において、原案通り決定

第11号 特別職の身分の取扱いについて

津久井町及び相模湖町の常勤の特別職（教育長を含む。）及び執行機関の委員（農業委員会委員を除く。）については、合併の期日の前日をもって失職する。

第1回協議会において、原案通り決定

第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて

- 1 津久井町及び相模湖町の一般職

の職員は、すべて相模原市の職員として引き継ぐ。

- 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱う。

第1回協議会において、原案通り決定

第13号 財産の取扱いについて

- 1 津久井町及び相模湖町の財産は、すべて相模原市に引き継ぐ。

なお、基金の取扱いについては、その設立の趣旨に配慮し調整する。

- 2 津久井町の各財産区が所有する財産は、財産区有財産として相模原市に引き継ぐ。

第1回協議会において、原案通り決定

第14号 条例、規則等の取扱いについて

相模原市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整を踏まえて、必要に応じ規定の整理をする。

第1回協議会において、原案通り決定

第15号 事務組織及び機構の取扱いについて

- 1 津久井町及び相模湖町の各役場は、合併前の各役場における住民サービスを確保し、地域の拠点として、窓口業務をはじめ、まちづくりや産業振興を支援する機能を持つ、総合的な事務所とする。
- 2 津久井町及び相模湖町の出先機関は、住民サービスの低下を招くことがなく、地域の特色を生かせる機能を持つ組織とする。
- 3 津久井町及び相模湖町に設置されている附属機関は、相模原市の同種の附属機関に統合する。ただし、津久井町及び相模湖町の地域性から設置されている附属機関は、現行のまま新市に引き継ぐ。

第1回協議会において、原案通り決定

第16号 行政連絡機構の取扱いについて

- 1 行政連絡機構及び行政連絡業務については、合併時は現行どおりとし、合併後新市の一体性を確保するために、3年を目途に見直しを行う。

ただし、行政連絡業務のうち、広報紙の配布については、自治会運営に支障のないよう配慮し、合併時に相模原市の制度に統合する。

- 2 自治会等への運営や活動に対する助成等は、当面、現行の支援制度を基本とし、合併後、3年を目途に見直しを行う。

第1回協議会において、原案通り決定

第17号 慣行の取扱いについて

- 1 市章は、相模原市のものに統合する。
- 2 市の花、木、鳥及び色は、相模原市のものに統合する。ただし、合併により改定の必要があるもの

については、新市において検討する。

- 3 市民憲章、市民憲章以外の憲章及び宣言並びに市の歌は、相模原市のものに統合する。ただし、合併により文言が新市の実情にそぐわなくなるものなどについては、新市において新たな制定、修正等を検討する。

第1回協議会において、原案通り決定

第18号 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める。

- 1 共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2 共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- 3 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。

第1回協議会での主な意見

津久井町委員 商工会の存続に関して、協議第18号では「独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおり」となっているが、協議第27号 補助金、交付金等の取扱いでは、「補助金については原則合併後3年以内を目途に調整する」としてあり、整合性が図れていない。例えば、第27号に「第18号にのっとり調整に努める」という一文を入れるようにしてもらいたい。

経済部会長 基本的には原案の内容で進めていくなかで、それぞれの団体との調整をさせていただこうと考えているが、再度調整する。

継続協議

第2回協議会

専門部会で調整中のため継続協議

第19号 町名・字名の取扱いについて

- 1 相模原市の区域内の町（字）の区域及び名称は、現行のとおりとする。
- 2 津久井町及び相模湖町の区域内の字の区域は、原則として現行のとおりとする。
- 3 津久井町及び相模湖町の区域内の字の名称は、各町の意向を尊重する。

第1回協議会において、原案通り決定

第20号 土地利用の取扱いについて

土地利用の取扱い（都市計画区域及び区域区分等）については、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぎ、住民の意向を踏まえた中で、合併後の新市において検討する。

第1回協議会において、原案通り決定